

## ■非課税の範囲の改正

非課税に関する次の要件について、10万円が引き上げられます。

- ・均等割が非課税となる基準の合計所得金額要件
- ・所得割が非課税となる基準の総所得金額等要件
- ・障害者、未成年者、寡婦に対する非課税措置の合計所得金額要件

## ■市県民税の新たな非課税措置の創設

令和3年度以後の市県民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親（当該ひとり親の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く）を対象に加えることとなります。

## ■基礎控除の改正

基礎控除額が10万円引き上げられます。なお、合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その金額に応じて控除額が段階的に減少し、2,500万円を超える場合は基礎控除が適用されません。

個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円（適用なし）

## 償却資産の申告を忘れずに！

☎税務課固定資産税係 ☎22-1313

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）も課税対象になります。事業を営む目的で機械や備品などの資産を所有している、または市内事業者に資産を貸し付けている個人・法人の方は、地方税法の規定により、1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。固定資産台帳や減価償却費内訳表などを必ずご確認ください。昨年申告された方には申告書を郵送していますが、用紙が届いていない方や新たに事業を始めた方はご連絡ください。償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告してください（申告書備考欄に記入してください）。

●申告期限 2月1日(月)

●個人番号（マイナンバー）の記入

個人番号12桁（法人は13桁）を申告書の所定の欄に記入してください。なお、個人の方が申告書を窓口へ提出する場合は、マイナンバーの確認と本人確認を行いますので、4ページの「本人確認書類などのご用意を」をご覧ください、マイナンバーを確認できる書類および本人確認書類をお持ちください。

●よくある質問

Q. 個人でも申告する必要がありますか？

A. 個人・法人にかかわらず、不動産賃貸業や農業など、事業を営み、資産がある場合には申告が必要です。

Q. 申告対象となる資産が分かりません。

A. 減価償却資産明細書または固定資産台帳をご確認ください。申告対象となる資産は、その中から固定資産税が課税される家屋、自動車税および軽自動車税が課税される自動車など

を除いたものにおおむね一致します。

Q. 資産に増減がありませんが申告は必要ですか？

A. 資産に増減がなくても、毎年申告書の提出が必要です。備考欄に「増減なし」と記入して申告してください。

### ■新型コロナウイルス対策に係る 令和3年度固定資産税などの軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が一定以上減少した中小企業者・小規模事業者に対する令和3年度固定資産税などの軽減措置があります。

詳しくは、税務課ホームページをご覧ください。



白石市ホームページ▶

## 令和3年度から実施される市県民税の主な改正点

### ■未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額などが48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）は、「ひとり親控除」が受けられます。ひとり親控除に該当しない寡婦は、引き続き寡婦控除が受けられますが、所得制限（合計所得金額500万円以下）が設けられます。

【本人が女性】

配偶関係	死別		離別		未婚のひとり親 ～500万
	～500万	500万超	～500万	500万超	
合計所得	◎	-	◎	-	◎
扶養親族	有	子	◎	-	◎
		子以外	●	-	-
	無し	●	-	-	-

【本人が男性】

配偶関係	死別		離別		未婚のひとり親 ～500万
	～500万	500万超	～500万	500万超	
合計所得	◎	-	◎	-	◎
扶養親族	有	子	◎	-	◎
		子以外	-	-	-
	無し	-	-	-	-

◎：ひとり親控除（控除額30万円）

●：寡婦控除（控除額26万円）

### ■公的年金等控除の改正

- ・公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- ・公的年金などの収入が1,000万円を超える場合の控除額は、上限が195万5千円になります。
- ・公的年金などの収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合、その所得額に応じて公的年金等控除額が段階的に減額されます。

### ■所得金額調整控除の創設

1. 給与所得と公的年金等に係る雑所得がどちらもあり、その合計額が10万円を超える場合、給与所得の金額から次の式で計算した金額が控除されます。  
控除額＝給与所得（上限10万円）＋公的年金等雑所得（上限10万円）－10万円
2. 給与などの収入金額が850万円を超え、次の①～③のいずれかに該当する場合は、給与所得から次の式で計算した額が控除されます。  
①本人が特別障害者、②23歳未満の扶養親族を有する場合、③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合  
控除額＝（給与収入額（上限1,000万円）－850万円）×10%

### ■扶養控除などの所得金額要件の見直し

同一生計配偶者、控除対象配偶者、扶養親族、配偶者特別控除にかかる配偶者、勤労学生の合計所得金額要件が10万円引き上げられます。

要件	改正後	改正前
同一生計配偶者、控除対象配偶者、扶養親族の合計所得要件	合計所得 48万円以下	合計所得 38万円以下
配偶者特別控除にかかる配偶者の合計所得要件	合計所得 48万円超 133万円以下	合計所得 38万円超 123万円以下
勤労学生の合計所得要件	合計所得 75万円以下	合計所得 65万円以下

### ■給与所得控除の改正

- ・給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
  - ・控除額の上限が適用される給与などの収入金額が1,000万円から850万円に、上限額が220万円から195万円に引き下げられます。
- ※給与所得控除後の給与などの金額は、国税庁ホームページの「所得税法別表第5」をご参照ください。

### ■調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、市県民税の調整控除の適用対象外となります。